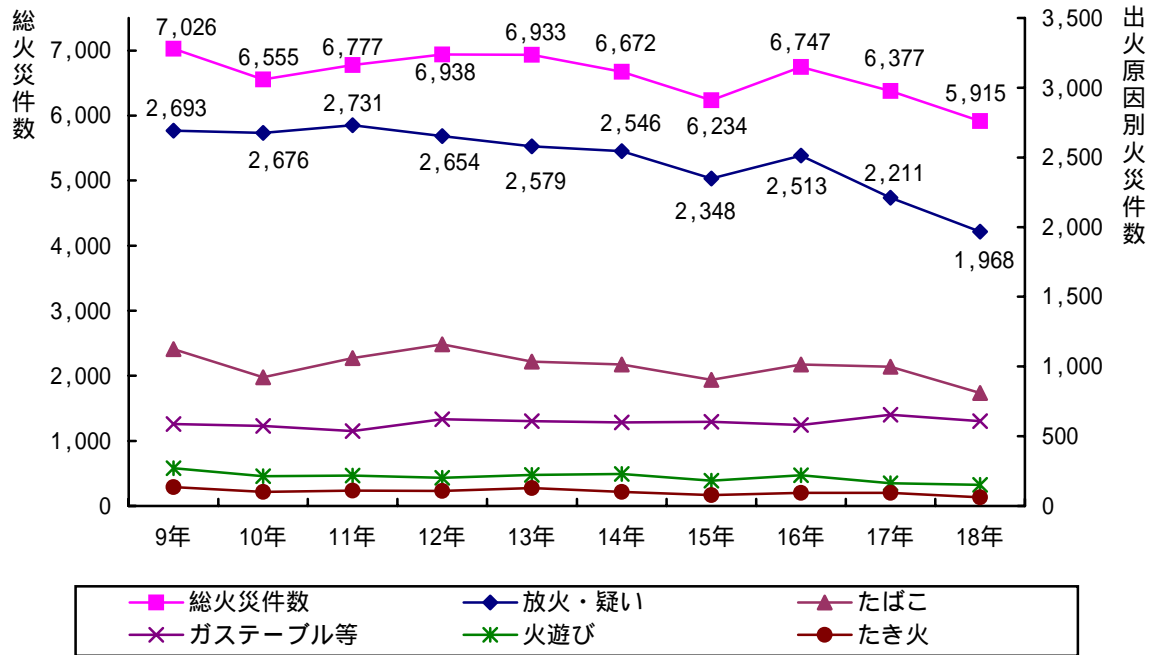


# 放火火災の実態

# 放火火災の実態

## 1 出火原因別火災発生状況の推移

東京消防庁管内の放火火災(放火の疑いによるものを含む。以下「放火火災」という。)は、昭和52年から平成18年までの30年間出火原因として最も多く、最近10年間でみると、平成16年までは年間概ね2,600件前後で推移してきましたが、平成17年には減少傾向がみられ、平成18年中は25年ぶりに2,000件を割りました。



注：総火災件数のみ治外法権火災を含みます。

図17 火災件数の推移(最近10年間)

## 2 放火火災の占める割合の推移

総火災件数に対する放火火災件数の占める割合は、最近10年間の平均値は37.7%となっているが、平成16年以降、この平均値を下回る減少傾向がみられ、平成18年中は33.3%となり、最も低い割合となりました。

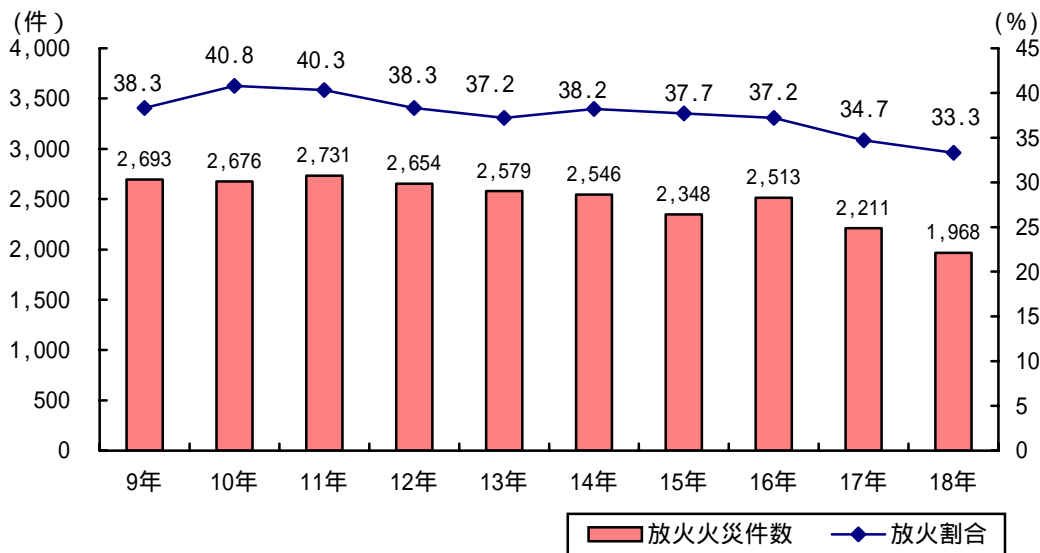


図18 放火火災の占める割合の推移(最近10年間)

### 3 平成18年中の放火火災

放火火災の発生状況

平成18年中に発生した5,912件の火災（治外法権火災を除く）のうち、放火火災は1,968件（33.3%）で、前年の34.7%より1.4ポイント減少しましたが、出火原因としては最も多い割合を占めています。

また、放火火災のうち876件（44.5%）は建物火災で、前年の46.4%より1.9ポイント減少しました。

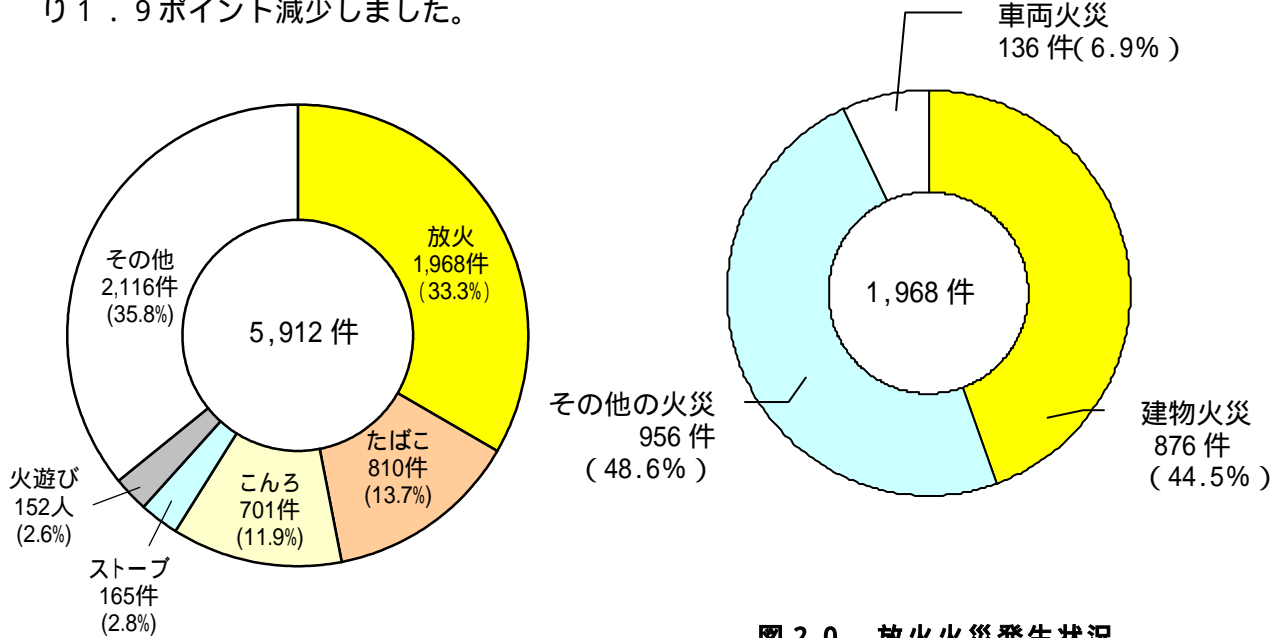


図19 原因別火災発生状況  
(治外法権火災を除く)

図20 放火火災発生状況

月別放火火災発生状況（治外法権火災を除く）

放火火災の発生状況を月別にみると、顕著な差はなく年間を通して発生しています。

表26 月別放火火災発生状況

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
放火火災	182	158	196	178	173	145	125	139	154	159	181	178	1,968
放火以外の火災	464	368	413	305	291	253	295	283	277	269	319	407	3,944

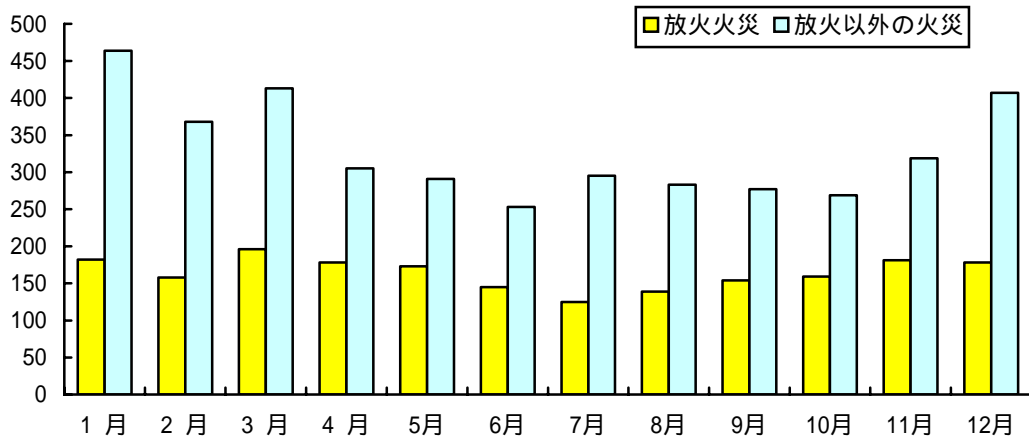


図21 月別放火火災発生状況

曜日別放火火災発生状況（治外法権火災を除く）

放火火災の発生状況を曜日別にみると、平均の281.1件を上回っている曜日が土曜、水曜、日曜、であるものの、曜日による顕著な差はみられません。

表27 曜日別放火火災発生状況

曜日	日	月	火	水	木	金	土	合計
放火火災	289	271	275	297	245	274	317	1,968
放火以外の火災	532	597	525	562	567	580	581	3,944

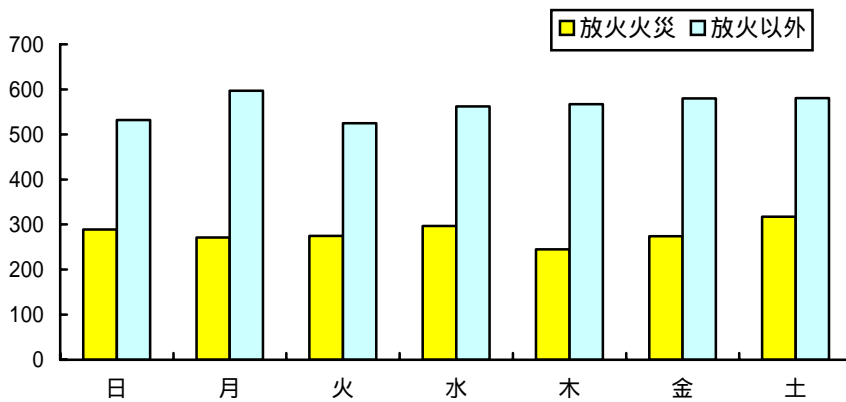


図22 曜日別放火火災発生状況

時間別放火火災発生状況（治外法権火災を除く）

放火火災の発生状況を時間別（不明を除く）にみると、放火以外の火災が朝から夕刻にかけて多く発生しているのに対し、放火火災は、主に夕方から次第に多くなる傾向がみられ、特に深夜から早朝にかけて人の活動が少なくなる時間帯には放火以外の火災とほぼ同発生件数となっています。

このことから、夜間は家の周りを明るくし、建物外周部の整理整頓に努め可燃物を放置しないなど、平素からの注意が必要です。

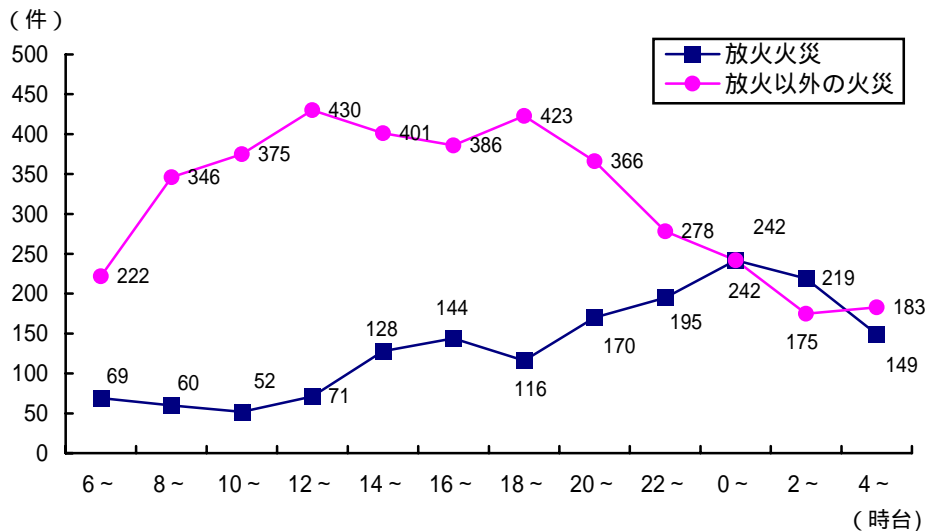


図23 時間別放火火災発生状況

### 火元建物用途別放火火災発生状況

放火が原因の建物火災 876 件中、火元が建物以外である 67 件を除いた 809 件について、火元建物の用途別にみると共同住宅（寄宿舍を含む）が 324 件（40.0%）、住宅が 100 件（12.4%）となり、住宅・共同住宅で半数以上を占めています。

また、建物用途ごとの総火災件数に対する放火火災の発生割合をみると、車庫・駐車場、停車場、空家、神社・寺院が高い発生割合となっています。

表 2 8 建物用途ごとの放火火災発生割合

主な建物用途	総火災件数	放火件数	発生割合
共同住宅	1,386	324	23.4%
住宅	885	100	11.3%
物品販売店舗等	102	25	24.5%
学校	51	17	33.3%
駐車場	29	16	55.2%
空家	29	16	55.2%
遊技場	28	12	42.9%
倉庫	28	10	35.7%
病院・診療所	23	9	39.1%
車庫・駐車場	21	12	57.1%
神社・寺院	4	2	50.0%

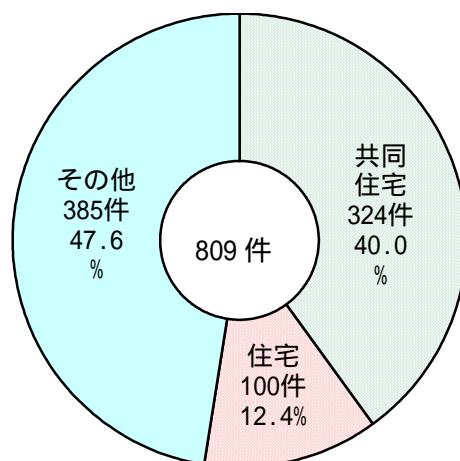


図 2 4 建物用途別放火火災割合

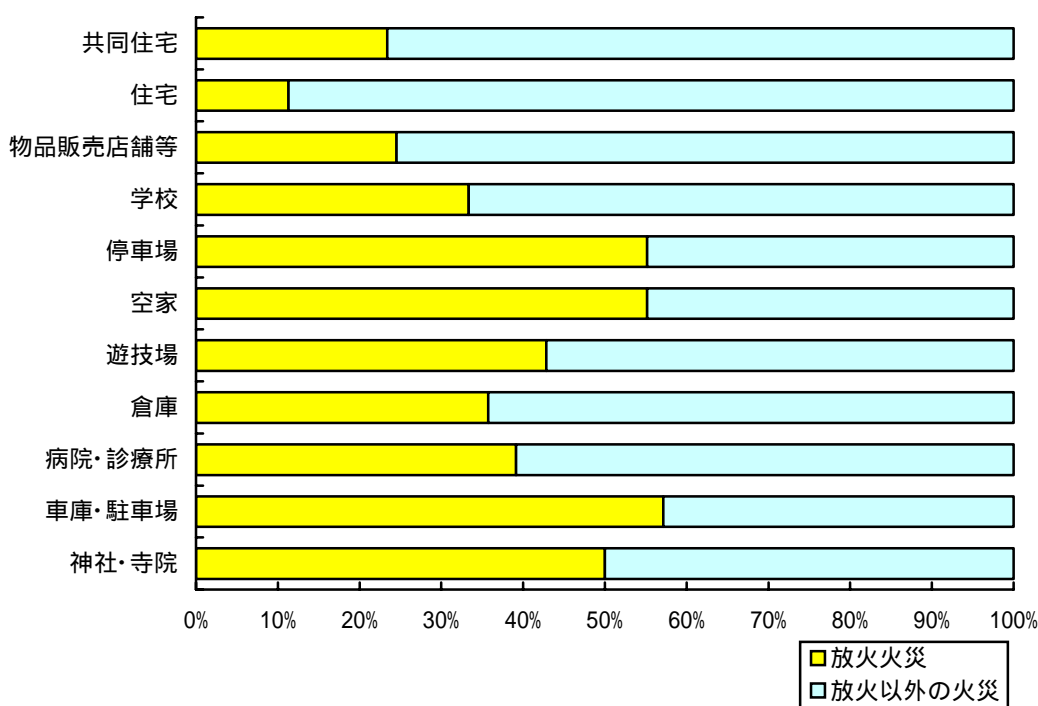


図 2 5 建物用途ごとの放火火災発生割合

### 放火場所と着火物の状況

放火火災の発生状況を放火場所別にみると、建物関係が853件と全体の4割を占め、なかでも外部からの侵入が容易な建物の共用部分(廊下や階段、玄関ホール)への放火が380件と多くなっています。また、施錠されていない物置、車庫、窓から侵入しての悪質な放火もあり、施錠管理の徹底を心がける必要があります。

また、着火物別にみると、紙製品やくず類への放火が1,020件(51.8%)と全体の半数以上を占めており、家の周りに燃えやすい物は放置しない、ごみは決められた日、決められた時間帯に出すなどの注意が必要です。

また、車両関係に着火された放火123件のうち86件(69.9%)がボディカバーに放火されており、防災性能のあるボディカバーの使用が望まれます。

表29 放火場所と着火物の関係

放 火 場 所	着 火 物									
	合 計	紙 製 品	く ず 類	合 成 樹 脂 製 品	織 維 類	立 木 ・ 枯 葉 ・ 落 葉 ・ 芝 草	車 両 関 係 (ボ ディ カバ ー)	不 明	そ の 他	
合計	1,968	605	415	302	231	149	123 (86)	37	106	
建 物 関 係	共 用 部 分	380	216	55	54	31	0	6 (5)	3	15
	住 宅 関 係	113	31	6	8	51	0	0 (0)	4	13
	外 周 部	81	17	24	23	3	0	0 (0)	4	10
	車 庫 ・ 駐 車 場	80	20	12	19	8	0	19 (13)	2	0
	倉 庫 ・ 物 置	77	23	30	7	8	0	0 (0)	5	4
	ベ ラ ン ダ	7	0	5	0	2	0	0 (0)	0	0
	そ の 他	115	42	13	22	19	1	0 (0)	7	11
小 計	853	349	145	133	122	1	25 (18)	25	53	
建 物 関 係 以 外	敷 地 内	386	102	73	77	51	35	29 (28)	3	16
	道 路	167	35	64	25	23	3	11 (10)	1	5
	公 園	198	56	60	20	6	42	0 (0)	1	13
	車 両	75	5	7	15	8	0	30 (2)	4	6
	ご み 捨 場	40	4	31	4	1	0	0 (0)	0	0
	空 地 ・ 田 畑 ・ 森 林	46	4	1	2	0	30	0 (0)	1	8
	屋 外 駐 車 場	91	22	15	9	12	6	27 (27)	0	0
	そ の 他	112	28	19	17	8	32	1 (1)	2	5
小 計	1,115	256	270	169	109	148	98 (68)	12	53	

注：表中の( )は、ボディカバーへの放火火災を内数で示しています。

### 住宅・共同住宅の出火箇所別放火火災発生状況

放火火災の発生状況を住宅・共同住宅の出火箇所別にみると、住宅では「居室等」や「外周部」などが多くを占めており、施錠されていない部分からの侵入放火や、建物の外周部に置かれた新聞やダンボール、ごみなどへの放火に注意する必要があります。

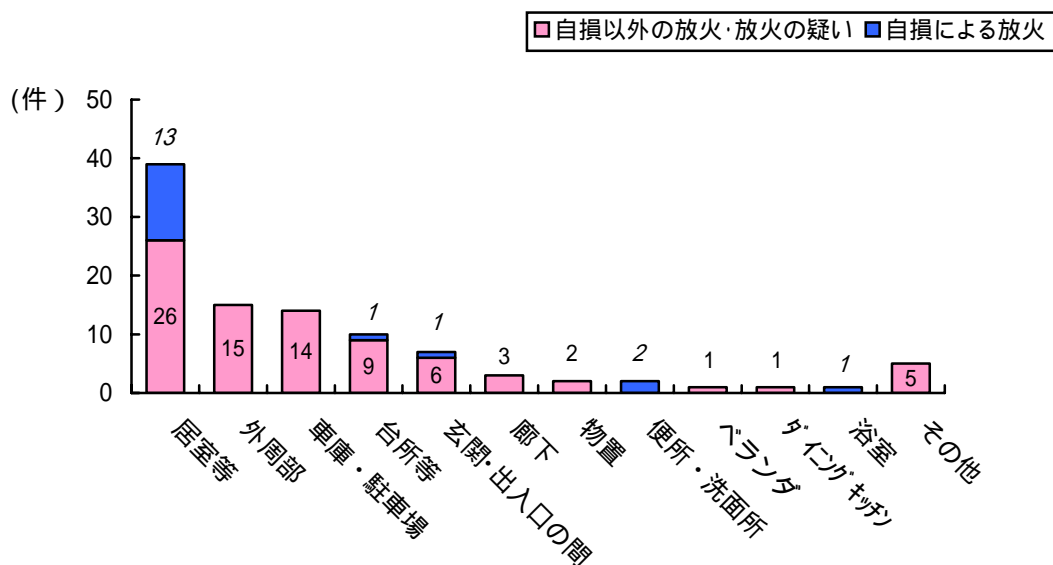


図 2 6 放火による住宅の出火箇所

一方、共同住宅では「玄関・ホール・出入口の間」、「廊下」及び「階段・踊り場等」などの共用部分への放火が多くを占めています。

このことから、日頃から戸締りの徹底、家の周囲や共用部分の整理整頓、不審者のチェック等、放火されない環境づくりを進めていくことが必要です。

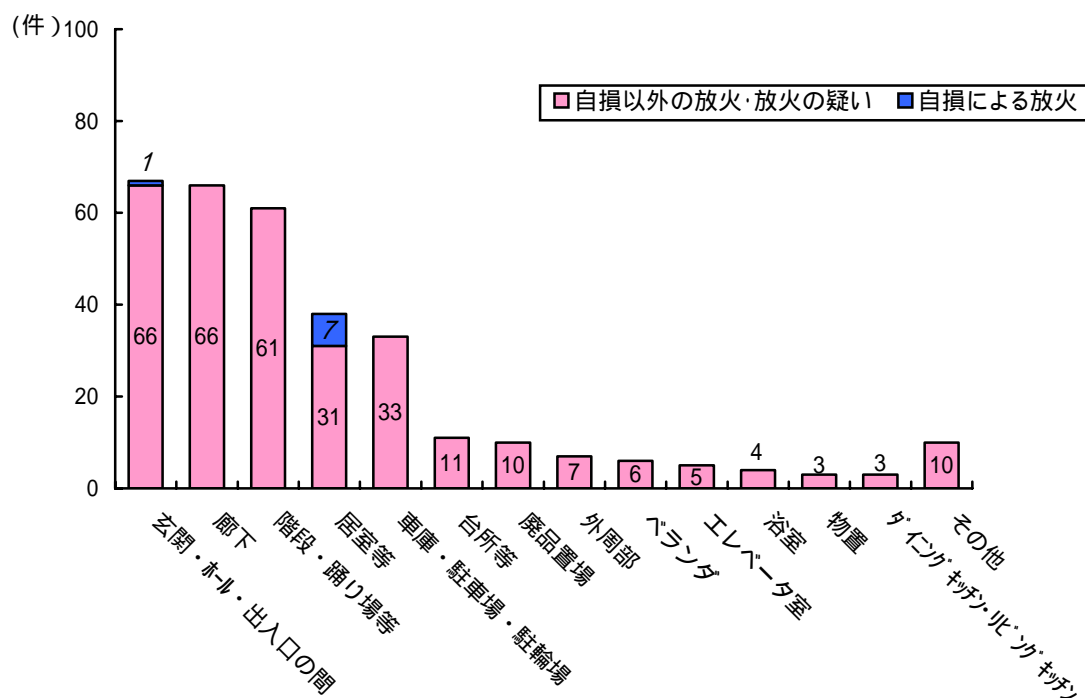


図 2 7 放火による共同住宅の出火箇所

### 飲食店・物品販売店舗等の出火箇所別放火火災発生状況

放火火災の発生状況を、不特定多数の人の出入りが多い飲食店・物品販売店舗等で出火箇所別にみると、監視が行き届きにくい便所や廊下、階段などよりも、店内での放火が多くみられます。

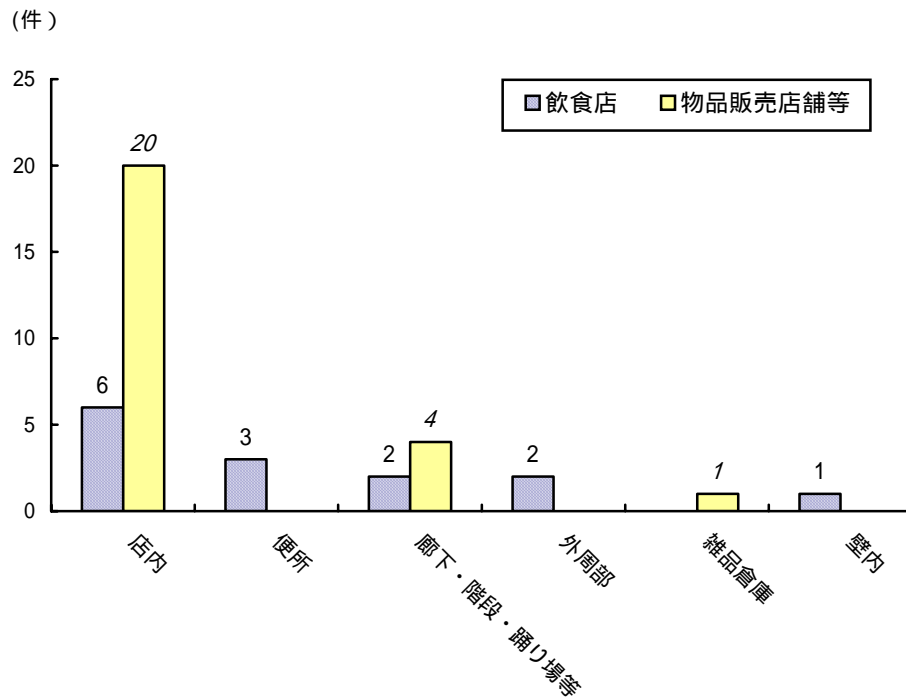


図 2 8 放火による飲食店・物品販売店舗等の出火箇所

区市町村別放火火災発生状況（治外法権火災を除く）

総火災件数のうち放火火災の割合が高いのは、特別区では、足立区、江戸川区、葛飾区の順で4割台となっています。多摩地区では、清瀬市、昭島市、東村山市の順に高く、5割台となっています。

また、51区市町村中30区市町で放火火災が3割以上を占めています。

表30 区市町村別放火火災発生状況

区市町村	総火災件数	放火火災件数	放火火災の割合	区市町村	総火災件数	放火火災件数	放火火災の割合
千代田区	103	17	16.5%	八王子市	242	107	44.2%
中央区	108	14	13.0%	立川市	101	46	45.5%
港区	177	31	17.5%	武蔵野市	69	25	36.2%
新宿区	261	77	29.5%	三鷹市	60	15	25.0%
文京区	85	16	18.8%	青梅市	57	25	43.9%
台東区	142	35	24.6%	府中市	80	25	31.3%
墨田区	145	49	33.8%	昭島市	43	22	51.2%
江東区	199	67	33.7%	調布市	77	20	26.0%
品川区	155	39	25.2%	町田市	155	57	36.8%
目黒区	98	23	23.5%	小金井市	40	19	47.5%
大田区	315	114	36.2%	小平市	56	13	23.2%
世田谷区	292	68	23.3%	日野市	67	29	43.3%
渋谷区	160	33	20.6%	東村山市	48	24	50.0%
中野区	138	36	26.1%	国分寺市	52	20	38.5%
杉並区	219	64	29.2%	国立市	28	10	35.7%
豊島区	154	51	33.1%	西東京市	67	25	37.3%
北区	151	50	33.1%	福生市	32	10	31.3%
荒川区	106	24	22.6%	狛江市	29	6	20.7%
板橋区	221	78	35.3%	東大和市	30	13	43.3%
練馬区	205	67	32.7%	清瀬市	31	16	51.6%
足立区	391	193	49.4%	武蔵村山市	26	9	34.6%
葛飾区	208	89	42.8%	多摩市	57	16	28.1%
江戸川区	316	142	44.9%	羽村市	31	11	35.5%
特別区合計	4,349	1,377	31.7%	あきる野市	36	16	44.4%
				瑞穂町	26	12	46.2%
				日の出町	8	0	0.0%
				檜原村	4	0	0.0%
				奥多摩町	11	0	0.0%
				多摩地区合計	1,563	591	37.8%
				合計	5,912	1,968	33.3%

(特別区)

(多摩地区)

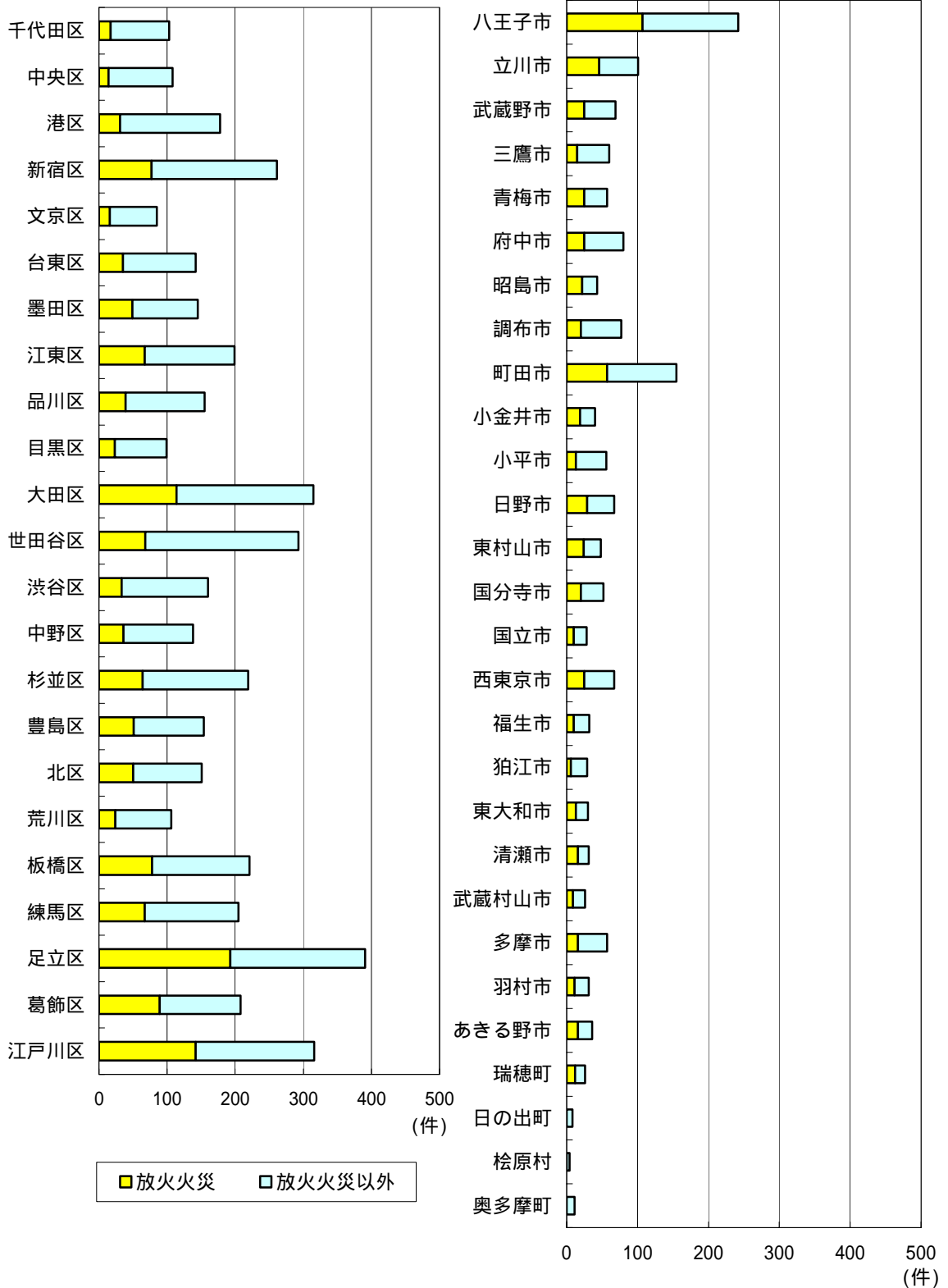


図 2 9 区市町村別放火火災発生状況

## 4 火災件数の推移

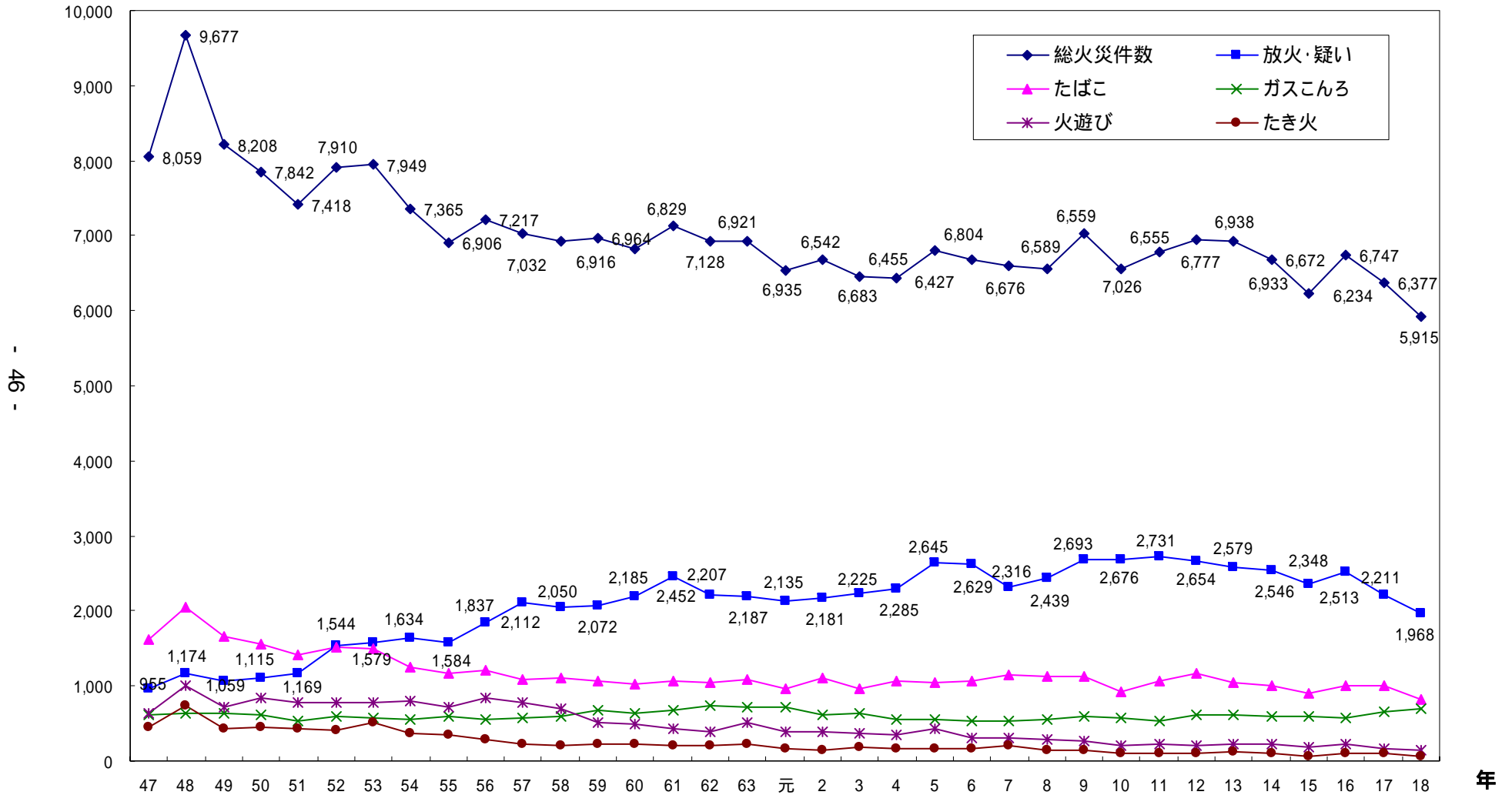


図30 火災件数の推移

注：総火災件数のみ治外法権及び管外からの延焼火災を含みます。

## 5 放火火災予防対策の事例

### 《時機を捉えたチラシの配布等》

署内に放火火災予防対策会議を設置し、増加する放火火災の防止について協議した結果、放火火災の発生した町会・自治会等に対し、発生の翌日には当該火災に関するチラシ（いつ、どこで、何に放火されたか）を作成・配布して、住民の放火に対する意識を高めた。

自宅周辺で放火火災が発生すると、住民の火災に対する関心は非常に高くなる。

この機会を的確に捉え、時機を失することなくチラシで当該火災の情報を住民に周知させることは、住民の防火意識を高揚させ、再発の防止・予防対策の推進等、住民自らの行動へと導くことができる。

また、A消防署では、連続放火火災の発生した町会・自治会に対して、事案発生の都度座談会を開催し、放火火災の予防対策を呼びかけた。

このような地域住民に対するきめ細かな防火指導を繰り返し行うことにより、放火火災が多発した年に比較して翌年の放火火災件数を3分の1に減少させることができた。

### 《火災予防フォーラムの開催》

秋の火災予防運動のイベントとして、管内住民を500人以上集め、火災予防フォーラムを開催した。フォーラムには、実際に自宅等に放火された住民4名がパネラーとして出席し、放火された側としての教訓や防止対策を述べることにより、参加者の放火防止意識の高揚を図った。

自宅等が放火された住民がパネラーとして出席するフォーラムは、当庁でも初めての試みと思われる。当事者のプライバシー等には細心の注意が図られるべきだが、本人の同意に基づき実施した結果、放火された側のちょっとした不注意（掃除した際に出たゴミをその日に限って家の脇に放置していた。店のシャッターを一時開けっ放しにしていたため、5分位の間に放火犯に忍び込まれ放火されたなど）により放火されることが再確認できた。

4人のパネラーの体験談をフォーラムに参加した聴衆に話してもらうことで、活きた教訓を伝えることができた。

### 《放火火災予防キャンペーンと防火診断の同時実施》

放火火災の増加に加え、高齢者の火災による死者も増えていることから、年末に放火火災予防キャンペーンと高齢者宅の防火診断を同時に実施した。町会等の住民と協力して管内全域で展開するなど、署と地域住民が一体となった対策を進めることにより、放火されない環境づくりと隣保共助体制の推進を図った。

放火火災の予防対策は、署と地域住民が一体となり、かつ、集中的に各種対策を展開することで効果を上げることができることから、管内全域において防火診断を行うことも、放火火災の予防に大きな効果が期待できる。

B消防署のこのキャンペーン期間中の火災は、放火火災を含めて皆無だった。

### 《車両への放火防止及びボディカバーの防災化の推進》

特定の町会で車両のボディカバーに放火される火災が連続して発生したことから、同町会及び署の防火協会が協力してチラシを作成・配布し、家の周りの整理整頓を呼びかけた。さらに、防災性能のあるボディカバーの使用を促進するよう指導した。

車両に対する放火火災の予防対策については、従来から車庫を施錠することや路上に車両等を放置しないことを指導しているが、防災性能のあるボディカバーを使用することを推進し、「大事に至らない環境づくり」を進めた結果、放火が減少した。

#### 《商店街のアーケードにポスターを集中的に掲示》

不特定多数の人々が集まり、しかも住民の目に触れる機会の最も多い「商店街」に着目し、当該商店街との協議を重ねた結果、署独自で作成したポスターをアーケードの全支柱に掲示し放火火災の予防対策を訴えた。

管内で放火火災が多発したことから、放火された場合、延焼拡大が予想される木造建物が密集する地域の予防対策について、町会・自治会、消防団等と協議した結果、商店街にポスターを掲示することとした。

C消防署ではこのほかにも、町会・自治会役員が管内の全世帯を戸別訪問して放火火災の予防を訴えるなど、積極的な対策を推進した結果、放火火災の件数を前年比の半分以下に減少させることができた。

#### 《緊急防火診断の実施》

特定の地域を中心として放火火災が多発したことから、消防署及び町会・自治会・当該区域の防災会支部員とが協力し、チェック方式による緊急防火診断を実施した。

消防署と地域住民とが緊密な連携のもと、その地域の状況に応じた放火対策指導を実施した結果、放火火災を減少させることができた。

#### 《放火火災予防対策用ビデオの制作》

署員の創意工夫で「放火火災予防対策用ビデオ」(約20分間)を制作し、防災講習会等の機会に上映し、放火火災の予防対策を呼びかけている。

署に配置されているビデオカメラ、ビデオデッキ等を活用し、署員の手作りにより放火火災の予防対策のための広報用ビデオを作成した。情報員等が撮影した現場の映像や放火火災の予防対策を住民に扮した署員が演じるなどの工夫がなされている。

なお、D消防署はこのビデオを活用した防災指導をはじめ、徹底した広報活動を展開した結果、放火火災を前年に比べ6割以上減少させることができた。

#### 《対象別チラシの作成》

管内で発生した連続放火火災に際し、署緊急対策本部を設置し、予防対策を検討した。この中で、放火予防を呼びかける「チラシ」については、町会・自治会向け、工事中の建物、危険物施設関係者向け等、対象別に指導ポイントを変えたものを作成し、キメ細かい指導を行った。

連続放火火災に際し、巡回警戒等と並行してチラシの配布を行い、注意喚起した。この中で各対象物に共通する予防対策に加え、一連の火災が様々な対象物に放火されていることに着目して、町会・自治会用、工事中の建物用、危険物関係施設等、それぞれの対象に応じた予防対策を盛り込んだ「対象別のチラシ」を作成し配布した。

E消防署では、署と各対象物の関係者等が一体となって展開した広報活動が奏功し、放火火災は激減、緊急対策本部はその目的を達成し3週間という短期間で解散することができた。また、E消防署では12種類のチラシを計5万枚作成、配布し、住民に対する積極的な働きかけを行った。

#### 《放火火災発生に対する早期周知の徹底》

ケーブルテレビやFM放送などを活用し、地域住民に放火火災に対する注意を早期に周知するとともに、予防対策などの情報提供を効果的に行った。

放火火災を防ぐためには、放火されない環境づくりが必要である。そのためには、放火火災の発生を早期に知らせるとともに、予防対策等ケーブルテレビなどマスコミを通じてリアルタイムで呼びかけることにより、地域に密着した対策を推進することができた。

### 《街路灯の設置促進》

街区の照明不足地域の調査及び放火火災予防等地域連絡会等を通じ、各地域の連合町会長との意見交換を行い、照明不足地域及び町会が希望している地域の街路灯設置を区土木課に要請した。その結果、当該地域に新たに街路灯が設置されるとともに、不点灯であった街路灯が改修された。

放火されない環境づくりの面から、街路灯の設置を推進したものである。街路灯の設置は、当庁の予算で対応できるものではないが、所有する区市町村の土木担当課と根気強く協議を重ねることにより実現することができた。

### 《ゴミ出し等について清掃事務所と協力》

管内のゴミ集積場に放火されるケースが多かったため、「ゴミは決められた日、決められた時間帯に出すように」署から住民に広報するとともに、地元の清掃事務所に対しゴミ出しに関する広報の実施やゴミ集積場の所在場所の情報を提供するように依頼した。また、不正投棄された可燃性の粗大ゴミが放火されていることから、署がこれらを発見した場合、清掃事務所連絡し撤去するように依頼することとした。

放置されたゴミが夜間に放火されるケースはあとを絶たない。ゴミは決められた日、決められた時間帯に出すことを住民に徹底するため、清掃事務所と協力して行った活動は大きな効果を挙げることができた。

さらに、粗大ごみの撤去についても清掃事務所と連携を図って実施し、放火火災の未然防止に効果があった。

### 《空家の撤去及び管理の徹底》

管内全域の空家調査を実施するとともに、所有者に対し署長名で文書により指導を徹底した。また、空家の所有者が高齢で撤去する経済的な余裕がなかったため老朽化が進み、誰でも自由に出入りできるような空家については、区と協議を重ね、結果的に区の予算で該当する空家を撤去した。

管理の行き届いていない空家は、放火される危険性が大きく、子供の火遊びの場となることも考慮しなくてはならないなど、管内にある空家の実態把握及び指導の徹底は放火火災予防対策を推進していくうえでも重要な事案である。

F消防署では、経済的事情で空家の管理ができない所有者に対し、区と消防署が連携して撤去する方策を検討するなど、放火火災の未然防止を積極的に図っている。

### 《教育委員会に対する依頼》

多発する放火火災に対し、「放火火災予防緊急対策本部」を設置し、予防対策を推進した。その結果、放火火災に加え児童の火遊びによると思われる火災が多発していたことから、市教育委員会に対し生徒・児童に対する防火教育の徹底について依頼した。

放火火災の予防対策を効果的に推進していくうえで、関係機関等との連携は不可欠である。同署管内では放火火災のほか、児童の火遊びと思われる火災が多発していたことから、児童に対してこの種の火災を防止するための指導を徹底するよう教育委員会（教育長）に依頼した。緊急対策本部の設置という機会を捉え、放火防止はもちろんのこと、児童の火遊びの防止等について関係行政機関に働きかけるなど、幅広い対策を講じることにより一層の効果が期待できる。

### 《区役所に対する働きかけ》

区との連携により警備員による夜間パトロールを実施した。

管内で放火火災が多発したことから、区の防災課に働きかけをしたところ、区が警備会社に警備を委託し、火災多発地域を中心に警備員による夜間防犯パトロールを実施した。その結果、管内の放火火災件数は減少し大きな効果を挙げることができた。

なお、この事業は、区が国の緊急地域雇用創出特別補助事業を利用して実施したものである。

#### 《連続放火火災に署を挙げて取り組む》

半径500mに満たない地域の中で、半年間に10数件の放火火災が発生。マスコミにも大きく取り上げられたが、署は放火火災予防緊急対策費を活用し、有効であると思われるあらゆる対策を講じることにより、連続放火火災の防止と被害の軽減を図った。

特定の地区に集中した放火火災に対し、同消防署では、消防団、町会、事業所等と連携し、以下の対策を講じ、成果を上げた。

##### 消防署

- ア 空家の実態調査
- イ 車両等による巡回警戒広報の実施
- ウ 関係町会長等を交えた「放火火災緊急対策会議」の開催
- エ 警戒重点地区内の各家庭に「チラシ」の配布
- オ 事業所等の管理権原者に対し、就業時間外の放火火災予防措置の徹底等の指導

##### 消防団

消防特別警戒（夜間）の実施

##### 町会

- ア 町会設置の掲示板を活用した広報の実施
- イ 町会員による防火パトロールの実施
- ウ 町会員による巡回広報の実施

#### 《連続放火火災に署を挙げて取り組む》

同一地域で連続放火が発生したため、放火による人命危険及び周囲への延焼危険の高い対象物を把握し、放火火災に備えた。

夜間と早朝に車両等による巡回警戒を実施したほか、直ちに「放火防止チラシ」を作成して各コミュニティセンターに配置するとともに、各商店街への配布を行った。

連続放火と思われる火災については、早期の段階で署内に「緊急対策本部」を設置するなど、地域住民の生命、財産に対する被害を最小限に抑えるような対策を進めていくことが重要である。この事例のように、特定地域に集中する放火の場合は、重点的に各種対策を実施することにより、十分にその効果は期待できる。しかし、警戒の徹底された地域での放火はなくなっても、少し離れた別の地域に連続放火の対象が移ることもあるので、方面本部、隣接署及び捜査機関との連携を密にし、引き続き警戒が必要である。

#### 《放火危険度判定の実施》

管内で発生した放火火災が、特定複合用途対象物の階段やエレベーターホールなどへの放火であったことから、放火多発地区を重点地域として「放火危険度判定」を実施した。

放火危険度判定は、調査員の評価誤差をなくすためチェック表を作成し、「評価の目安」を作った。また、危険度の高い建物に対しては、緊急査察や文書による放火対策の要請、チラシ・ステッカー等の配布を行った。

#### 《放火防止対策マップの作成》

管内での放火の発生が全火災件数の半数を占めていることから、管内全域に注意を呼びかけようと、地元住民や消防団の協力を得て放火されやすい場所を管内地図に記入し防火マップを作成した。

地域の人からの情報をもとに、放火される危険のある場所や空家などをピックアップし、要注意箇所として地図に記入し放火防止対策マップを作成した。

放火防止対策マップの作成をとおし、地域住民が放火予防に関心が高いことがわかり、職員がさらに住民と接触し、お互いが協力し対策を行うことが重要であることが再認識された。

#### 《署員に放火火災予防ポケットブック（手引書）を配布》

管内で多発した放火火災に対し「放火火災予防緊急対策本部」を設置し、各種放火火災の予防対策を実施したが、特に効果的な都民指導を実施するための基礎資料（マニュアル）として「放火火災手引書」を作成し、全署員に配布した。

放火火災の予防対策として各消防署では、巡回広報、空家の調査等様々な施策を展開している。本事例ではさらに一步踏み込み、職員一人ひとりが管内の放火の特色を把握（場所・時間等）し、管内の実情に沿った効果的な都民指導を実施するという主旨に基づき、「放火火災手引書」を作成し全署員に配布した。町会、自治会向けのチラシに掲載しきれない部分を、職員自らが機会あるごとに住民に伝え、防火意識の高揚、放火火災の予防へと結び付けていく点で十分な効果が期待できる。

#### 《放火火災の実態と対策（冊子）を作成》

管内で多発した放火火災に対し「放火火災予防対策推進会議」を開催するとともに、管内で発生した放火火災の状況について分析を行い、「放火火災の実態と対策」を作成し、放火防止対策を推進した。

放火火災が発生した場合、放火実態に即した諸処の対策を多面的に推進していくことが必要である。管内で発生した放火火災について分析と検討を行い、放火火災の実情に即した対策を樹立し推進することが効果的である。

#### 《放火火災予防対策基準の制定》

放火火災の発生状況にあわせ3段階にランクづけした「放火火災予防対策基準」を制定し放火火災対策を実施した。

放火火災予防対策について各種対策を展開してきたが、依然として管内の放火火災の発生割合が非常に高く、放火火災が散発的に発生していることから、放火火災の発生状況にあわせて3段階にランクづけした「放火火災予防対策基準」を制定し、各種対策を効果的に推進することとした。

#### 《チラシの作成》

地域で多発した放火火災に対し、G消防署では「チラシ」等により放火された場所・時間・放火対策のポイント等を住民に周知した。その結果、放火が多発した地域周辺では放火犯を遠ざけようと住民が門灯・庭灯などの照明を絶やさなくなり、工事現場等も一晩中電球で照らすなどの対策を行った。また、家の周りの可燃物の除去、施錠、巡回などの放火に対する対策も行った。

放火火災を予防するためには、消防署が行う放火火災対策とともに地域住民自らが放火されない環境を作る必要がある。そのためには、ライテックスセンサーライト（センサー付きの防犯照明灯で人が近づくと自動的に点灯するもの）のような設備や防災品などを紹介することも、放火対策につながるものである。

#### 《放火火災防止対策緊急会議を開催》

A消防署管内で放火火災が多発し死者も発生したことから、区役所などの関係機関等に呼びかけ、「放火火災防止対策緊急会議」を開催した。

また、放火火災発生当日、回覧板やチラシの配布により、放火火災が発生した町会に注意を喚起した。

次のとおり放火火災防止の対策をとることとした。

- 1 ポンプ車による巡回警戒の強化
- 2 消防団による巡回警戒の実施
- 3 町会・自治会による警戒の実施
- 4 区の委託による警備会社の警備の実施
- 5 清掃事務所によるごみ集積場所及び時間帯の広報の実施
- 6 警察による張り込みの強化

今回の連続放火火災を受けて開催された「放火火災防止対策緊急会議」には、区危機管理室、清掃事務所、警察、消防団、防火協会、町会・自治会が出席した。関係行政機関や地域と連携し、迅速に対策をとることは大変有効である。その後、同地区で放火火災は発生していないが、引き続き警戒が必要である。

#### 《電子メールシステム掲示板フォルダ内の所属用掲示板を活用》

職員がいつでも活用できるよう、電子メールシステム掲示板フォルダ内の所属用掲示板に「管内における放火火災の実態」等を掲示している。

##### 掲示内容

- 1 管内の火災状況
- 2 管内の放火マップ
- 3 管内の放火火災の実態
- 4 放火防止10のポイント
- 5 管内の火災原因ワーストリスト

#### 《放火火災に対する予防対策等の徹底》

1月下旬から3月上旬にかけて、7件の放火火災が発生したことから、予防対策、消防活動対策を署長通達で徹底した。

##### 対策内容

- 1 予防対策
  - 消防車輛による巡回警戒及び広報
  - 消防団、町会、自治会と連携し、広報チラシの配布及び座談会の実施
  - 署及び区のホームページの活用
  - 警防調査の徹底
- 2 消防活動対策
  - 最先到着隊、指揮隊、転戦可能隊の現場活動における留意事項
  - 現場保存の徹底

#### 《連続放火火災対策本部を設置》

10月下旬及び11月上旬に各5件の連続火災が発生したことから、予防対策及び警防対策を強化した。

署長を本部長、副署長、各課長を副本部長とする対策本部を設置した。

- 1 予防対策
  - チラシを作成し、新聞販売店の協力を得て16,500部を配布、さらに12,000部を町会の協力を得て配布し、住民に注意を喚起した。
  - 消防車輛により夜間(0時から6時までの間)巡回警戒
  - 防災行政無線を活用し住民に注意を喚起
  - 住宅防火等推進協議会を開催し、ごみ出し、周囲の整理整頓、施錠管理を確認した。
- 2 警防対策
  - 二次火災に備えるために司令(大隊長の他)の同時災害出場と転戦可能隊の確保

### 《緊急放火火災防止対策》

1月中旬から下旬にかけて、一定地域に7件の放火火災が発生したことから、署員による住宅の防火診断及び関係機関、消防団、町会の関係者を交えた放火火災対策を協議した。

#### 対策の内容

- 1 署員による放火火災防止に重点をおいた緊急住宅防火診断（約2,000世帯）
- 2 署長を会長とする関係機関等との放火火災防止対策会議の開催  
署以外の構成員  
市役所  
警察署  
消防団長  
署関係団体会長  
町会長
- 3 ポンプ車による巡行警戒（10時から22時まで）

### 《ケーブルテレビ等で広く広報》

2月中旬から3月中旬にかけて、一定地域に9件の放火火災が発生したことから、署員による巡回広報及び警戒を実施、さらに地元ケーブルテレビの地域情報画面に放火されにくい環境づくりを掲載した。

#### 対策の内容

- 1 ポンプ小隊による巡回広報及び警戒出向
- 2 署ホームページ、地域の情報ホームページで放火されない街づくりの呼びかけ
- 3 ケーブルテレビで、放火されにくい環境を整えようとの呼びかけ
- 4 チラシの作成
- 5 町会のパトロールカーに「放火火災警戒中」をマグネットで貼付け